

入園のしおり



社会福祉法人 ねりま共育ちの会

どんぐり山保育園

どんぐり山保育園入園のしおり（重要事項説明書）

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人ねりま共育ちの会
代表者氏名	鎌田 勝典
法人の所在地	東京都練馬区春日町4丁目1番13号
法人の電話番号	03-3825-3550
定款の目的に定めた事業	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができ、児童が心身ともに健やかに育成されるとともに、保護者及び保育者も共に成長しあえるよう支援することを目的として、保育所の経営を行う。

2. 事業の目的

事業の目的	一般市民を対象として、児童福祉の理念に基づいて地域の保育に欠ける児童に対する保育や、子育ての支援に関する事業を行なうことによって、安心して子育てができる暮らしやすい地域づくりに寄与することを目的とします。
法人理念	子ども一人ひとりの“今”（育ち・想い・家庭的背景や社会的背景など全て）をしっかりと見つめ、その子にとっての最善を保護者と保育園とで考えます。子どもを中心に置きながら、子どもの成長発達を保障し、保護者も保育園職員も子どもと一緒に成長していける三者の関係を大事にしていきます。（共育て・共育ち）
運営方針	<ol style="list-style-type: none">1. 子ども一人ひとりの成長発達を保障する保育園。2. 保護者が安心して預けられる保育園。3. 保育の専門性を活かし、地域の子育て・支援を一緒に考える保育園。4. 生き生きと働き続けられる保育園。

保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲的に食べる元気な子ども ・自分の思いを表現できる子ども ・自分を大切にし人をも大切にする子ども ・豊かな感性を持つ子ども ・自分で考え行動できる子ども
------	--

3. 保育所の概要

名称	どんぐり山保育園																
所在地	東京都練馬区春日町4丁目1番13号																
認可年月日	平成19年4月1日																
電話番号	03-3825-3550																
施設長氏名	中村美香																
入所定員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">0歳児</td> <td style="width: 25%;">9名</td> <td style="width: 25%;">3歳児</td> <td style="width: 25%;">15名</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>12名</td> <td>4歳児</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>14名</td> <td>5歳児</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>80名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	0歳児	9名	3歳児	15名	1歳児	12名	4歳児	15名	2歳児	14名	5歳児	15名	計	80名		
0歳児	9名	3歳児	15名														
1歳児	12名	4歳児	15名														
2歳児	14名	5歳児	15名														
計	80名																
職員数	36名																
取り扱う保育事業の種類	産休明けから就学前までの児童の保育(標準時間・短時間) 延長保育・障害児保育・短期特例保育 一時保育・年末保育・育児相談・子育て支援講演会等																
自己評価の概要	職員による保育内容の自己評価を年2度実施し、保育内容の向上に努めています。																
第三者評価の概要	東京都が認証した評価機関による事業評価を3年に一度以上受審し、その結果を情報公開します。																
職員の研修の実施状況	毎年テーマをきめ園内研修・各種保育講座の受講・職員会議での読み合わせ学習等職種・常勤・非常勤の別なく、研修に参加する。職員一人ひとりが豊かな教養と人間性を高められるよう努める。																
嘱託医	伊藤内科 伊藤貴道																
嘱託医	市川歯科医院 市川弘之																

4. 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	7時から20時
うち 保育標準時間 保育短時間	7時から18時 9時から17時
休園日	日曜日・祝祭日 年末年始（12月29日～1月3日）

5. 施設の概要

建物	木造2階建て
施設の内容	ほふく室（0歳児室 1室 面積 44.71㎡ 保育室・遊戯室 6室 面積 218.06㎡ トイレ 面積 49.91㎡ 調理室 22.09㎡ 調乳室 2.75㎡ 一時保育室 3室 27.56㎡ 沐浴室 3.86㎡ 事務室 19.87㎡ 保育者室 32.56㎡ その他 188.36㎡
設備の種類	冷暖房・ペアガラス・セコム・電子錠・防犯カメラ
安全保障	賠償責任保険・傷害保険加入
その他	屋外遊技場 園庭

6. 職員体制

	正規職員	契約職員	非常勤職員
施設長	1名		
主任（保育士）	1名		
保育士	12名	2名	8名
保育補助			若干名
栄養士	2名		
調理員			2名
看護師	1名		
事務職員	1名		
用務			1名

7. クラス構成

クラス名	年齢	子ども定員	体制
ほし	0歳児	9名	保育士3人 看護師
つき	1歳児	12名	保育士3人
にじ	2歳児	14名	保育士3名
そら	3歳児	15名	保育士2名
うみ	4歳児	15名	保育士2名
もり	5歳児	15名	
おひさま	0～5歳児	5名	保育士2人

8. 給食について

昼食・おやつ 夕食・補食	離乳開始から丁寧に離乳食を進めます。 主食のお米は、産直米の胚芽付き米を使用しています。給食は低農薬で旬の新鮮な食材を用いて、自園で調理します。 献立は毎月栄養士が作成し、保護者には月末に翌月の献立表をお配りします。 18時半を過ぎるお子さんには補食を提供をします。 (0歳児クラスは18時を過ぎるお子さんに補食を提供します) 19時半を過ぎるお子さんには夕食を提供します。(希望者)
アレルギー等への 対応	食物アレルギーがあるお子さんについては、医師の指示の下で、除去食・代替食の対応を行います。
衛生管理等	集団給食施設届出を練馬保健所へ届出済みです。 栄養士・調理師・保育士は毎月細菌検査を行ない、日常的にも健康管理に努めています。

9. オムツについて

当園では紙おむつを毎日1日使用分を家庭から用意して頂き使って行きます。使用した紙おむつは保育園で処分いたします。おしり拭きは大判の物を各家庭で用意して頂き保育園に置いておいてください。

10. 保育時間について

保育時間は、保育認定に基づき、保護者の勤務時間+通勤時間(ただし開園時間内)とし、就労証明書を基に入園時に決定します。延長保育が必要な方は

別途延長保育の申し込みを行い、契約を交わします。

12、延長保育について

延長保育時間の利用については、原則、仕事の場合に限らせていただきます。夕方から夜の時間帯は子どもたちも少しづつ減っていき心淋しくなる時間帯です。保護者の方がお迎えに来られるまでは、保育園で安心して過ごせるようしっかりと保育していきますので、仕事が終わったらすぐにお迎えに来て下さい。

18時31分を過ぎる子どもへは全員に補食の用意を致します。(1歳児以上)
(0歳児クラスの子どもは18時01分を過ぎる子どもを補食対象とします。)

19時31分を過ぎる子どもへは希望者に夕食の用意を致します。

保育料について

保育の実施指導について練馬区の定めた額となり、練馬区に直接払います。
 延長保育については以下のとおりです。

【延長保育料】

～短時間保育認定～ (区立園に準じた料金設定)

利用時間帯	1回利用金額
7:00～9:00	800
7:30～9:00	600
8:00～9:00	400
8:30～9:00	200
17:00～17:30	200
17:00～18:00	400
17:00～19:00	800
17:00～20:00	1200

7:00～18:00までの標準時間内で、保育短時間の利用時間である9:00～17:00を超えて利用した場合は、延長保育となり、延長保育料が左記の通りかかります。

～標準時間保育認定～

利用時間帯	月額0歳児	月額1・2歳児	月額 幼児	単発
18:00～19:00	6000円(補食込)	4000円(補食無)	3000円(補食無)	15分 200円 補食代1食50円 夕食代1食300円
		5000円(補食込)	4000円(補食込)	
18:00～20:00	12000円(補食込)	10000円(補食込)	8000円(補食込)	
	14000円(夕食込)	12000円(夕食込)	10000円(夕食込)	

(補食時間:18:15 夕食時間:18:15)

お迎え時間が20:00を超えた場合は、1分30円とさせていただきます。

月極め延長保育料は前納とし、園に直接支払います。(月初めに請求いたします。)

単発延長保育料は、翌月園に直接支払います。(1か月分をまとめて請求します。)

「練馬区保育料条例別表第1 保育料基準額表」の階層区分AまたはBに該当する世帯にかかる児童については、延長保育料を免除します。

13. 利用の開始および利用の終了について

利用の開始・・・特定教育・保育の利用について、法第42条第1項の規定により練馬区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

利用の終了 (1) 2号認定の子どもが小学校就学の始期に達したとき。

(2) 園児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

14. 保護者会・懇談会について

年数回開催の予定です。全体保護者会では、法人理念や保育計画・保育方針・年間行事等についての説明をします。クラスごとの懇談会では、日頃の子どもたちの様子、保育内容や子供の成長発達について等、保護者のみなさんと一緒に確認したり共有しながら、日常の保育を進めていけるよう話し合います。又、普段会う事のない保護者同士が懇談することで、一緒に子育てしている仲間がいることを確認できる場でもあります。

15. 年間行事予定（年度初めに配布）

保護者参加行事・・・運動会・保護者会・懇談会

保育参加（保育者体験）・子育て支援事業（年齢別）

卒園式（5歳児保護者）・どんぐり子ども会（生活発表会）

16. 賠償責任保険・傷害保険に加入しています。

万が一、怪我や事故・病気で病院を受診する際は、加入保険を使って受診いたします。

17. 緊急時の対応方法

(1) 保育中に健康状態に変化があった場合は、保護者に連絡し、受診するなどの必要な措置を講じます。状況に応じて同時進行で行う場合もあります。

(2) 保護者と連絡が取れない場合は、子どもの安全を最優先させ、当保育園が責任を持ってしかるべき対処対応を行いませんので、あらかじめご了承下さい。

嘱託医	伊藤内科 伊藤 貴道 練馬区春日町3-17-6 TEL03-3970-6274
歯科医師	市川歯科医院 市川 弘之 練馬区平和台1-31-16 TEL03-3932-3719
救急隊	管轄消防署名 光が丘消防署 練馬区光が丘
警察署	管轄警察署名 練馬警察署

18. 非常災害時の対策

消防計画変更届出	練馬消防署 平成28年2月 日届出済 防火管理者 氏名 中村 美香 防火管理者 氏名 船橋 薫
避難訓練	火災および地震を想定した避難訓練を毎月1回実施しています。 消防署の指導による救命救急講習会及び消火訓練・避難訓練を年1回行います。
防災設備	非常通報装置・誘導灯・消火器
避難場所	第一避難場所 どんぐり山保育園1歳児クラス(1階奥)・園庭 第二避難場所 都立練馬高等学校 第三避難場所 光が丘公園

19. 防犯対策

- ・学校110番・セコムによるセキュリティシステムに加入しています。
- ・通園口に来園者報知付きチャイムの設置。
- ・防犯カメラの設置。
- ・警察署の指導により、年1回防犯訓練を行ないます。
- ・散歩に行く際には、携帯電話・セコム通報携帯機・ホイッスルを職員は携帯します。

20. 虐待防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

21. 苦情解決に対する考え方

苦情を適切に解決することは、保護者・地域住民からの信頼を得るために重要なことと考えます。又、保育園にとっては、保護者のニーズ・地域の状況把握の面で、園の考え方が妥当であるかを問われる点でも重要です。

苦情への対応は、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情対応の仕組みについて（指針）」に基づき、以下の体制で行います。

＜苦情対応体制＞

- (1) 苦情対応責任者 施設長 中村美香
- (2) 苦情受付担当者 主任保育士・西澤靖子
 - ア 利用者からの苦情の受付
 - イ 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
 - ウ 受付けた苦情及びその改善状況等の苦情対応責任者及び第三者委員への報告
- (3) 第三者委員

苦情対応に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために、第三者委員を配置する。

第三者委員	浦山 恵美子	080-1275-6282
	吉田 幸子	090-5825-5641

2 2. 保育園と保護者の連絡について

- (1) 乳幼児の保育園での生活や家庭での生活を相互連絡しあうために、連絡帳を使用します。

保育園から、体温・健康状態・食事・あそび・排便状況などお子さんの一日の様子をお伝えし、保護者からも家庭での様子をできるだけ詳しく記入していただきます。保護者と保育園・職員とが共に子どもの成長を喜び合える関係を築いていきます。
- (2) 毎月1回、園だより・ほけんだより・給食だより（献立）を発行します。又、クラス毎に「クラスだより」も発行し、連絡事項や子どもたちの姿をお伝えしていきます。
- (3) クラス毎に、掲示物でのお知らせも行っています。感染症発症状況や子どもたちの保育中の姿なども掲示してありますのでご覧ください。

2 3. 入園にあたって用意していただくもの（詳細は別紙参照）

- (1) 入園時に用意するもの
 - 敷きふとんカバー・毛布カバー・バスタオル等
- (2) 毎日持参するもの
 - 着替え・ノート等

24. 保健 ～健康でゆたかな保育園生活を過ごすために～

心身共に健やかに成長し、保育園の生活が楽しく過ごせるように、ご家庭と連絡をとりながら、十分に気をつけて保育していきたいと思っております。ご協力をお願い致します。

○主な保健行事

- ・毎月 第1週目 全園児計測
第2水曜日 0歳児健診
*年2回全園児健診(4月・10月)
- ・年2回 全園児歯科健診(6月・11月)
- ・年1回 全園児ぎょう虫検査(5月)
*都合により日程が変更になることがあります。
その場合は事前にご連絡します。

25. 入園に際し留意していただきたいこと

・毎朝の体温等の確認

毎朝、時間を決めて必ず検温し、お子さんの健康状態等の確認をして登園してください。いつもと違い、おかしいな?といった様子がある場合(熱がある・めやにがある・発疹が出ている・下痢や嘔吐をしたなど)には、登園前に必ず受診し登園の可否を確認してください。

・感染症について

感染症にかかった場合は、必ず園にお知らせください。感染症の種類によっては、医師の登園許可証が必要になります。その他、医師の診断を受け、保護者が記入する感染症届出書が必要となる感染症もあります。(詳細は登園許可証・感染症届出書のページをご覧ください)

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。登園に際しては以下の配慮をお願いいたします。

子どもの健康(身体)状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復していることが病気を長引かせないことにもなり、感染拡大をも防ぐことにつながります。

・発熱のあるとき・嘔吐や下痢のあるとき

熱が38℃以上ある場合、登園を控えてください。熱がなくても嘔吐・下痢がある場合・全身状態が悪い場合は登園を控え受診するなどしてお家で様子を見てください。熱が下がっても、最低1日は休養を取ってから登園するようにしましょう。

・ 保育園で具合が悪くなったとき

体温が38℃以上になったとき、下痢・嘔吐があったとき、それ以外でも子どもの全身状態が悪い場合、伝染性の病気を疑うとき、万一ケガをしたときなど、連絡をさせていただきます。状態に応じて緊急にお迎えをお願いすることもありますので、ご協力ください。また、出張などで連絡先が変わるときには、必ず担当保育士にお知らせください。

・ 病気で休むとき

病気で休むときには必ず病名や症状をお知らせください。回復後に登園するときには、病気の経過をお伝えください。

・ 与薬について

基本的に園での与薬は行いません。受診の際は、保育園に通っていることを伝え、処方回数や1日2回に変更できないかなど、かかりつけ医に相談してみてください。医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示（与薬指示書）に基づき与薬します。解熱剤・市販薬はお預かりしません。与薬依頼書とお薬カードに必要事項を記入し、看護師または保育士に渡してください。なお、下記の薬については、医師の指示と詳細の確認をしてからのお預かりとなります。

●熱性けいれん・てんかんの防止薬

●アトピー性皮膚炎・湿疹などの軟膏

●緊急対応薬

など

その他、薬に関してご不明な点がございましたら、看護師または保育士にご相談ください。

・ 予防接種について

子どもたちが集まる場所は病気のうつりやすい場所でもあります。特に伝染性の病気では予防接種が有効となるものも多くありますので、かかりつけの医師と相談し、計画的に予防接種を受けられることをお勧めします。なお、予防接種を受けてからの登園は控えてください。

・ 無理な登園は避けましょう

- * 病気は一時的に身体を弱めます。前日熱が高かった（38℃以上）ときは、朝、熱が下がっても一日お家で様子を見てから翌日以降に登園するようにしてください。
- * 解熱剤を服用しての解熱は、完全なものではありません。解熱剤を使用している場合は、お家でゆっくり休みましょう。
- * なんとなく顔色が冴えず、不機嫌で便・尿の感じも普段と違うときは病気が回復し

ていないことが考えられます。お子さんの体への配慮としても外出を避け、集団である保育園もできるだけ登園をやめましょう。

*回復期を慎重に…特にお腹の病気は回復期に何でも食べたがりますが、急激な食べ方は弱った胃腸に負担をかけますので、消化の良いものを徐々に与えましょう。

～こんなときのために～

両親とも仕事が休めない、でも子どもも集団生活は無理というときのために、手立てを考えておきましょう。特に、低年齢・低月齢であればあるほど、病気になる回数も多くなります。どうしても仕事を休めないという場合のために、協力者を探しておくことも大切なことです。

欠席する場合 または 登園時間が遅れる場合	両親の休暇などでお休みの予定が前もってわかっている場合は、早めにご連絡ください。 当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、9時までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合 お迎えの人が変わる 場合	遅れるとわかった時点で、なるべく早くお知らせください。 お迎えの人が急に変わった時は、登園時または電話にてお知らせください。面識のない方がお迎えに来られる場合は、身分証明書の提示をお願いすることがあります。
仕事の都合で急に 延長保育が必要になった 場合	夕食が必要な場合はその日の15時までにご連絡ください。 それ以降での連絡では夕食対応できません。補食・夕食の用意がありますので、出来るだけ早めに連絡ください。

*住所・電話番号・職場・部署等が変わったときは、必ず保育園に届けてください。

*園舎両脇の会社に車が頻繁に出入りします。登降園時には、安全には十分注意してください。(園舎前の道路を渡り歩道を歩く習慣を親子で作ってください)

*登降園時の駐輪・駐車について(近隣の迷惑にならないよう注意しましょう。)

・自転車は保育園前の保護者・来賓用の箇所に止めてください。

・子どもが自転車に乗っている時には、必ず側に大人が付くようにしてください。目を離したり傍を離れ転倒すると大きな怪我、事故になります。十分お気を付けてください。

・車でのお迎えはご遠慮ください。車の陰から子どもが飛び出したりすると大変危険です。また、近隣の迷惑になりますのでご理解ください。

*在園中も卒園後も職員への個人的な贈り物は、一切お断りします。

- 保育園に対する要望や、保育内容等についての疑問・質問などがございましたら、遠慮なく園長・職員にお話してください。

感染症届出書 (保護者記入)

どんぐり山保育園

クラス

園児名

疾患名 該当欄に☑をお願いします。	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24 時間以上経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱がなく、普段の食事が食べられること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発疹のみで全身状態が良いこと
感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事が食べられること
ヘルパンギーナ	発熱がなく、普段の食事が食べられること
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	熱が下がり、機嫌や全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	治療を受け、改善傾向にあること
RS ウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
ヘルペス性口内炎	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができること
その他()	医師の指示により

どんぐり山保育園園長 様

平成 年 月 日

病院(医院)において

上記疾患の診断を受けました。

病状が回復しましたので、登園いたします。

平成 年 月 日

保護者氏名

登園許可証 (医師記入)

どんぐり山保育園

クラス

園児名

疾患名 該当欄に☑をお願いします。	登園のめやす
麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで
風しん	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから、5 日を経過するまで、かつ、全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、抗菌薬による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (ベロ毒素を産生する大腸菌 O157, O26, O111 等)	症状が治まり、連続 2 回の検便によって菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

上記の疾患は、学校保健安全法および保育所における感染症対策ガイドライン (厚生労働省) に基づき、練馬区医師会保育園医会と保育課で協議を行い指定した疾患です。医師の許可を頂いてからの登園となります。

どんぐり山保育園園長 様

上記の者は、集団生活に支障がない状態になったので

平成 年 月 日から登園可能と判断します。

平成 年 月 日

医療機関名

電話番号

医師名

印又はサイン